

国海安第124号の2
国海技第323号の2
令和3年2月5日

各地方運輸局長 }
神戸運輸監理部長 } 殿
沖縄総合事務局長 }

海事局長

高度船舶安全管理システム搭載船の乗組み制度見直しに関する
実船検証の実施要領について

令和3年1月27日に開催された「第12回次世代内航船に関する乗組み制度検討会」(以下「検討会」という。)において、高度船舶安全管理システムの認定を受けた船舶(以下「高度船舶」という。)の乗組み体制について検討を行うこととし、まずは現行法令に基づく配乗を行った上で、1ヶ月間、「機関部職員1名+部員1名(部門間兼務可)」の体制(以下「検証体制」という。)による機関部作業を行い、全ての乗組員の船内作業の実施状況や労働時間を確認し、適切な運航が可能であるか検証(以下「実船検証」という。)を行うこととなった。

これに伴い、高度船舶に関する実船検証の実施に係る手続きについて、別添のとおり定め、全日本海員組合及び日本内航海運組合総連合会に通知したので、本実施要領について了知願うとともに、管内各運輸支局長、海事事務所長又は運輸事務所長に周知されたい。

(写)

別添

国海安第124号
国海技第323号
令和3年2月5日

全日本海員組合

組合長 森田 保己 殿

日本内航海運組合総連合会

会長 栗林 宏吉 殿

国土交通省

海事局長 大坪 新一郎

(公印省略)

高度船舶安全管理システム搭載船の乗組み制度見直しに関する
実船検証の実施要領について

令和3年1月27日に開催された「第12回次世代内航船に関する乗組み制度検討会」(以下「検討会」という。)において、高度船舶安全管理システムの認定を受けた船舶(以下「高度船舶」という。)の乗組み体制について検討を行うこととし、まずは現行法令に基づく配乗を行った上で、1ヶ月間、「機関部職員1名+部員1名(部門間兼務可)」の体制(以下「検証体制」という。)による機関部作業を行い、全ての乗組員の船内作業の実施状況や労働時間を確認し、適切な運航が可能であるか検証(以下「実船検証」という。)を行うこととなりました。

これに伴い、高度船舶に関する実船検証の実施に係る手続きについて、下記のとおり定めましたので、本実施要領についてご送付します。

記

1. 実船検証の対象となる船舶の要件

実船検証の対象となる船舶は以下の要件を満たす高度船舶とする。

- 限定近海を航行区域とする機関出力 1,500kw 以上 6,000kw 未満の貨物船であること(国際航海に従事する船舶を除く。)
- 機関区域無人化船であること
- 海事局安全政策課長が認定した高度船舶安全管理システムを導入した船舶であること

2. 実船検証について

労働協約又は就業規則において労務管理が適切に行われている船舶所有者の運航する船舶において、現行法令に基づく配乗を行った上で、1ヶ月間、「機関部職員1名＋部員1名(部門間兼務可)」の体制(以下「検証体制」という。)による機関部作業(シャドープレー^{*1})を行い、全ての乗組員の船内作業の実施状況や労働時間を確認し、適切な運航が可能であるか検証を行う。

*1 シャドープレーによる検証では、シャドー要員が不在の状態適切に運航できるか否かを確認することが目的であるため、実船検証の期間中はシャドー要員が一切の船内作業に従事しないこと。

① 実船検証開始の申出

実船検証を希望する船舶所有者は、海事局安全政策課長に対し、以下の書類を添えて1ヶ月間の実船検証の開始を申し出る。また、実船検証期間中に部門間兼務を行う場合、当該船舶所有者は、地方運輸局、神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局の長若しくは運輸支局長・海事事務所長(以下「地方運輸局長等」という。)に対し、部門間兼務雇入れに係る届出を行う。

- ・ 実船検証開始申出書 (様式1)
- ・ 就労体制表及び通常配置表
- ・ 機関部整備作業計画
- ・ 緊急時対応計画及び非常配置表(機関部の緊急時対応計画の策定及び非常配置表等に基づく機関部の緊急時対応体制が整備されていること)
- ・ 海員名簿(六)のクルーリストの写し(実船検証期間中に部門間兼務を行う場合、地方運輸局長等に認められた暫定的な兼務雇入れに関する海員名簿(六)のクルーリストの写しを提出すること。なお、申し出の段階で兼務雇入れ手続きが未済の場合は、別途、手続きが完了した段階で提出しても差し支えない。)
- ・ 労働協約又は就業規則

② 実船検証の実施

海事局安全政策課長の実船検証開始に係る了承を得た船舶所有者は、現行法令に基づく配乗を行った上でシャドープレーによる実船検証を実施するとともに、実船検証の期間中、以下の運航データを取得する。

なお、実船検証期間中に機関故障等のトラブルが発生した場合、船舶所有者は速やかに海事局安全政策課長に報告するとともに、事後の実船検証継続の可否について確認を受けることとする。

- ・ 全ての乗組員の船内作業の実施状況の記録
- ・ 船内記録簿等による乗組員全員分の作業内容と作業時間の記録
- ・ 定期的メンテナンスの実施状況
- ・ 故障等(機関長が体調悪化等を理由に機関部作業に従事できない場合を想定した状況を含む。以下同じ。)への対応状況

③ 実船検証結果の確認

船舶所有者は、②の実船検証の結果についての報告書及び実船検証期間中の乗組員全員分の船内記録簿の写しを作成して、海事局安全政策課長に提出し、以下について確認を受ける。

- ・ 船内の全ての機関部作業が、シャドー要員の支援を受けず、検証体制で適切に実施できたこと。
- ・ 適切な航海当直体制が維持できたこと。
- ・ 全ての乗組員の労働時間が船員法で定める基準を満足していたこと。
- ・ 検証期間中に発生した故障等に対して、陸上からの技術支援を得る等して、機関の主要作業を実施することが可能であったこと。

④ 実船検証結果の取扱い

上記③の報告の結果、当該船舶の安全航行について問題がないと認められる場合には、実船検証は終了したものとする。また、海事局安全政策課長は、高度船舶の乗組み体制について検討するため、実船検証の結果を検討会に報告する。

年 月 日

国土交通省海事局安全政策課長 殿

実船検証開始申出書

申請者の氏名又は 名称及び住所
船名

船舶所有者

総トン数

船種

実船検証船の種類 : 高度船舶安全管理システムの認定を受けた船舶

積載量

主な就航航路

航行区域

推進機出力(kW)

使用燃料

現行の配乗体制 : (例)計〇名
甲板部〇名: 船長、一航士、…、甲板部員 A、部員 B、…
機関部〇名: 機関長、一機士
司厨部〇名: 司厨長

実船検証の配乗体制 : (例)計〇名
甲板部〇名: 船長、一航士、…、甲板部員 A、部員 B、…
機関部〇名: 機関長、部員(甲板部員 A との兼務)
司厨部〇名: 司厨長 ※一機士はシャドー要員

部門間兼務雇入の有無 : (例) 甲板部員と部員を兼務する雇入を実施予定

実船検証の開始希望日 : ○年○月○日以降に開始

実船検証の終了希望日 : ○年○月○日までに終了